「東松山市地内少年死亡事件 合同検証委員会報告書」の概要

≪事件の概要≫

平成28年8月23日 県立高校を中途退学した少年の遺体が 発見され、その後<u>少年5人</u>が傷害致死 の疑いで逮捕された。 被害者 16歳 無職 県立高校中途退学 少年A 16歳 無職 県立高校中途退学 少年B 17歳 無職 県立高校中途退学 少年C 15歳 中学3年生 少年D 14歳 中学3年生 少年E 15歳 中学3年生 (年齢は事件当時) ≪検証委員会≫

- ・当該事件について事実関係を検証。
- ・小・中・高等学校それぞれの段階でどのような指導や対策が求められたのか、学校における事件の再発防止策を検討した。
- ・繰り返す問題行動には必ず背景がある。多くの場合、子供の 置かれた生育環境・発達段階の課題が存在。
- ・成長過程ごとに課題を取り上げ、集約・整理し、3つの論点としてまとめた。

これまでの生徒指導の中で、発達の課題、不登校、基礎学力の不足、家庭の経済状況等から、十分に能力を伸ばしきれていなかった児童生徒もいる。

少年たちを、このような悲惨な事件の被害者にも加害者にもさせないために今後どのような指導や対策を行うべきか

非行・問題行動への対応

1.---

≪主な考察≫

- ・家庭の状況も含めた児童生徒の課題の背景を 探る努力が必要。
- ・些細なことでも課題を学校組織で情報共有。
- ・的確な見立て、支援計画、支援の実施、効果 を評価するサイクルが必要。的確な見立てを行 うには、専門職の参加が必要。
- ・基礎学力は学校生活を送る上で極めて重要。
- ・教育相談をコーディネートする教員の養成が 必要。
- ・家庭支援にあたっては福祉や医療との連携を 進めるSC・SSW等の活用が必要。
- ・学校は児童生徒と家庭双方に支援する姿勢が 必要。
- ・関係機関との日常的なネットワークの構築が必要。
- ・虐待や非行については早いうちから児童相談 所や市町村に相談をもちかけるべき。

高校中退への対応

≪主な考察≫

- ・定型的な生徒指導について改めて考える。
- ・形式的なルールにあてはめ退学のきっかけを 作るような対応は戒めるべき。
- ・生徒懲戒の基準を社会の変化等にあわせ見 直す。
- ・社会性や人間関係スキルの育成への取組の 充実が必要。
- ・自分の将来像を重ねられる、モデルとなる大人 の姿を見せていく取組が必要。
- ・中退となった後も切れ目ない支援の継続が望まれるため、学校と自立支援施設との連携が大切。

非行・問題行動への未然防止対応

≪主な考察≫

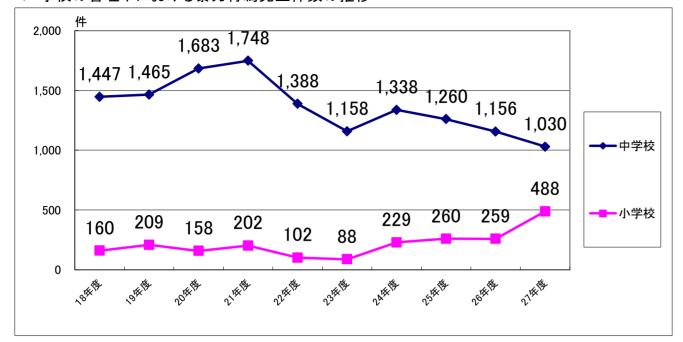
- ・児童生徒が主体的に自ら成長していくよう、意図的・計画的に教育活動を充実させる。
- ・学校生活で自己の存在感や充実感を持たせ、 他者との関わりを持たせることで、学校が居場 所となり、人との絆作りの場となる。
- ・授業で全ての児童生徒が活躍できる場面を作る。人と協働する体験的な学習活動が効果的である。
- ・発達上の課題がある生徒には、医療機関等と連携し特性を見立て家庭と協力し支援。
- ・成長過程の早い段階での対応、特に小学校での対応が必要、小中高間での具体的な情報共 有が必要。
- ・警察との情報交換は非行グループの情報等など 生徒と直接かかわらないことであっても必要。
- ・家庭・学校に居場所が見つからなかった者へはサポステやNPOなど身近な大人の存在を伝える。

これからの生徒指導には、一人一人の状況や背景に応じた、必要な支援を提供するといった視点が強く求められる。

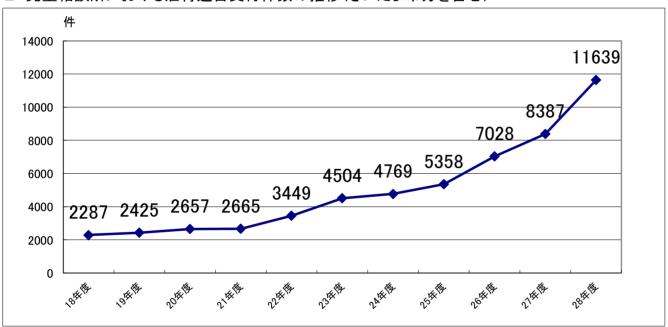
東松山市地内少年死亡事件を二度と起こさないために

合同検証委員	員会報告書から	論点			
検証	考察	·····································	(参考)現在の取組		
学校は、問題行動に対して積極的に保護者との連携に努めているが、家庭の協力が得られないケースが多く、なかには子供の成育にとって望ましくない状態の家庭もあり、 学校との協力関係が築きづらい状況も見られた。 学校と家庭との関係の悪化は、児童生徒の問題行動の改善につながらないばかりでなく、ケースによっては、非行の増長や不登校、中途退学のリスクを増大させてしまう。	家庭環境の改善に向けては、学校が保護者への理解を深める必要がある。そのためには、過去の記録、関係機関からの情報が必要である。	■ 困難な問題を均える家庭への支撑を進めるに当たって	 ◆相談体制の充実 ・学校内での教育相談体制を整備 ・児童相談所による虐待相談などの養護相談や非行相談の実施 ・警察による非行・家出・いじめ等に関する少年相談の実施 ◆早期対応、早期解消 ・「要保護児童対策地域協議会」での情報共有、早期対応 ・保護者参加型による非行防止教室、立ち直り支援活動 ・教職員、民生・児童委員等を対象とした「児童虐待防止サポーター」の養成 ◆生徒指導体制の充実 ・生徒指導・教育相談・チームカ向上に関する研修 		
のみを捉えた指導では期待した効果が難しいため、関係機関と連携して必要な情報収集に努め、的確な見立てを行う必要がある。 学校と関係機関との連携は十分とはいえない状況	段階で関係機関との連携を始めているが、児童生徒の非行が顕著になる前から、学校と関係機関双方で情報		 ◆ 地域によるアプローチ 青少年「街の応援団」による非行防止夜間パトロール 「青少年補導センター連絡協議会」と協力団体との連絡会議 コミュニティ・スクール導入や学校応援団の活用 ◆ 学校と関係機関との情報共有 「いじめ・非行防止ネットワーク」の設置 中学校からの要請に基づく「スクールサポーター」の派遣 「学校警察連絡協議会」で少年の非行防止や被害防止を協議 ◆ 非行防止への機運醸成 地域ボランティア、事業者等と連携した街頭補導活動や非行防止キャンペーン 		
ステップファミリーなど家族の形が多様化している中で、生徒の中には、家庭を居場所としておらず、友人宅等に泊まり歩いている者もおり、なかには保護者も含めた家庭支援が必要なケースもある。学校や家庭に居場所がなくなると、非行傾向のある児童生徒は、知り合いの所属する非行グループのなかに居場所を求めるようになる。中途退学した生徒は、社会性や人間関係スキルが十分には身に付いておらず、就労や自立への支援が必要な状態にあったが、高校以外には、当該生徒を受け入れ、社会につないでいく居場所がなかった。	非行グループに接近する児童生徒は、 <u>自分を認めてもらえるような、安心できる居場所を見つけられない状態にある。</u> 家庭の中に居場所が見つからなくとも、学校等で自己有用感を感じることができ、大人や友人との絆を感じられている児童生徒は、非行グループに入ろうとすることは少ないであろう。こうした点からも、居場所づくりは重要であるといえる。	- 非行傾向のある児童生徒が、学校に居場所を見つけ学習	 ◆中退防止・中退後支援 「地域若者サポートステーション」と連携して、地域の多様な人材との連携による高校生の自立を支援 企業や民間団体の協力による就労・ボランティア体験等を通じた立ち直りを支援する、青少年セカンドチャンスの場づくり ◆基礎学力の定着 生活保護世帯等の中・高校生を対象とした学習支援 基礎学力に課題を抱えた生徒の学び直しのため学習サポーターを活用 協調学習の授業実践を通して実社会で必要となる汎用的な力を育成 ◆体験活動の充実 就労体験や社会貢献活動の場や機会の提供 		

1 学校の管理下における暴力行為発生件数の推移



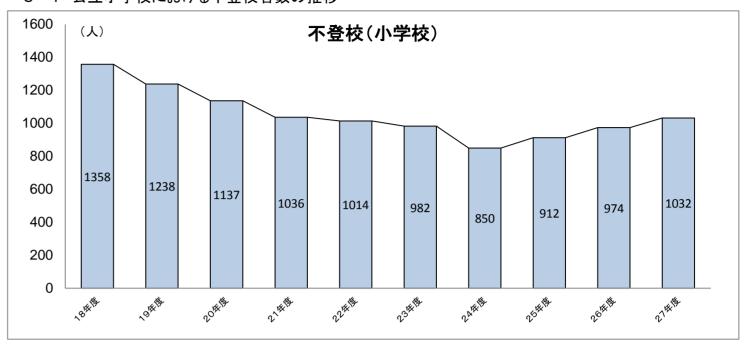
2 児童相談所における虐待通告受付件数の推移(さいたま市分を含む)



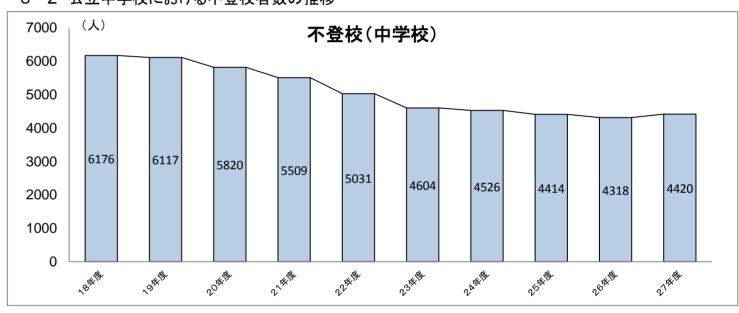
2-2 虐待通告の通告経路(H26~H28)

	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	福祉 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童 施設	警察	学校	その他	計
26年度	650	1341	42	476	18	6	150	42	3411	393	499	7028
27年度	656	1444	44	513	19	5	216	48	4284	550	608	8387
28年度	800	1591	61	497	9	4	218	39	7087	602	731	11639

3-1 公立小学校における不登校者数の推移



3-2 公立中学校における不登校者数の推移



4 中途退学率の推移(公立高校)

